

第二十八部

第一回 参議院治安及び地方制度・司法連合委員会會議録第五号

付託事件

○警察法案(内閣送付)

昭和二十二年十一月二十日(木曜日)
午後一時三十一分開会

○警察法案

○委員(伊藤修吉) それではこれより

治安及び地方制度委員会並びに司法委員会連合委員会を開会いたします。警察法案を議題に供します。前回に引続きまして、第一條乃至第十九條までの質疑を継続いたします。

○岡田喜久治君 前回の會議で、第一條から十九條までの質疑が残つておるはすでありましたので、その点についてお伺いしたいと思ひます。前回の會議で、鈴木委員及び小野委員でありましたか、御両君から、警察の根本觀念についてのお話があつたに拘わらず、当局の御説明につきまして、どうも附に落ちない点のみであつて……。

○委員(伊藤修吉) お答えいたしますが、その点に對しまして、今内務大臣を呼びにやつておりました、内務大臣からその点に對する御答弁があるはずであります。今すぐ参るそうであり

○岡田喜久治君 それでは内務大臣が出席の上になさうしよう。保留いたします。

○委員(伊藤修吉) 他に御質問ございますか。

○鈴木直人君 私は内務大臣の御答弁の後に、必要があつたら質問したいと

思つております。

○山下義信君 では企画課長が見えておるようですから一つ伺つて置きますが、最近地方に、追放に処せられたような署長などが中心になりまして私立探偵社というやうなものを段々設立しておりました、いろいろやうな方面の仕事をやつておるやうなふうであります、ああいうものはお許しになりますか、あつたか、閣下承りいたしますので、御当局の御意向を承りたいと思ひます。

○説明員(加藤陽三君) 只今お尋ねがありました私立探偵社のことでありますが、私も新聞紙上で最近あらはら廣告が出ておるのを見て、さうなことがあるのかと承知しておるのでありますが、その程度の知識しか持つておりませんが、私の知つております範圍におきましては、ああいうふうなのは一つの營業だと思ひます。これを禁止するやうな根拠のある法令は出ておらないのであります、それがどういふふう活動しておりますか、實際職權を持つておる者でなければできないやうな活動をしておるのかどうか、若しその間ににおきまして、本來の警察官の職務の執行に支障でも来すやうな働きをするやうな事態がありまじたらば、適当に國會の方でもお考えを願うやうにしなければならぬのじやないかと存じております。簡單ではあります私の知つております範圍ではそれだけであります。

○山下義信君 ああいうものは、私思うのに、放つて置けばこれから沢山出るのではないかとと思ひます。これは長所と欠点と両面あるのじやないかと思ひます。長所とすれば、こういう自治警察、いわゆる民間警察なるものが、制度の上のものではなくして、民間の協力的な防犯的なもの、又犯罪の檢舉に協力するやうないろいろ組織というものが、警察自体が段々さういふふうになつて行くから、それに關聯して警察の仕事が助けるという、民間のあつたものが発達するといふことも言われる面があります。同時に今企画課長の言われたやうに、それが本來の警察の仕事にタッチして、いろいろと邪魔になる面もあると思ひます。これらのことは、さういふふうな警察の制度が變つて参りますにつれて当然起る現象で、或いは外國などでは相當発達しておるやうな所があるのじやないかとも思われますので、當局においても相當御調査なり御研究になつて將來のことも考へて置かれる必要があるんじやないかと思ひます。

○説明員(加藤陽三君) 御意見の点は承知いたしましたので、關係の者にも傳へまして、内務省として考へることにいたします。

○鬼丸義爾君 今度の新制度において、公安委員会というものができるとありますが、この公安委員会というものの委員に對する一つの制限規定があります、元來兼職、兼務は許されないのであるか。國家公安委員会の方並びに自治体の委員会、それらに對しまする政府の御見解は、どういふふうにお持ちになつておるか。全然委員は他の業を兼ねることができないのであるか。若し兼ねることができるとするならば、どの種のものならばよろしいのであるか。それから國家公安委員の方は、検事總長と同様の程度の俸給を受けるやうなことになること、さういふこと、恐らく兼務を許さないのじやないかと思ひます。が、自治体の方の場合には、非常に警察の管轄その他の点において小さいのであります、當然國家公安委員会の場合とは違ふと思ひます。その点に對しまする政府の御所見はどんなものでありまするか承りたいと思ひます。

○説明員(加藤陽三君) 國家公安委員の兼職の点につきましては、第六條におきまして、國家公務員法第三章第七節の規定を準用するといふことにいたしております。そこで國家公務員法の第三章及び第四章の制限を受けるわけでございます、國家公安委員が営利企業を営まんとする場合、その他報酬を得る營利企業以外の團體の役員若しくは顧問等となる場合には、その所轄の長の許可を受けなければならぬ、さういふことに相成るのでござ

員は他の業を兼ねることができないのであるか。若し兼ねることができるとするならば、どの種のものならばよろしいのであるか。それから國家公安委員の方は、検事總長と同様の程度の俸給を受けるやうなことになること、さういふこと、恐らく兼務を許さないのじやないかと思ひます。が、自治体の方の場合には、非常に警察の管轄その他の点において小さいのであります、當然國家公安委員会の場合とは違ふと思ひます。その点に對しまする政府の御所見はどんなものでありまするか承りたいと思ひます。

○説明員(加藤陽三君) 國家公安委員の兼職の点につきましては、第六條におきまして、國家公務員法第三章第七節の規定を準用するといふことにいたしております。そこで國家公務員法の第三章及び第四章の制限を受けるわけでございます、國家公安委員が営利企業を営まんとする場合、その他報酬を得る營利企業以外の團體の役員若しくは顧問等となる場合には、その所轄の長の許可を受けなければならぬ、さういふことに相成るのでござ

○説明員(加藤陽三君) 國家公安委員の兼職の点につきましては、第六條におきまして、國家公務員法第三章第七節の規定を準用するといふことにいたしております。そこで國家公務員法の第三章及び第四章の制限を受けるわけでございます、國家公安委員が営利企業を営まんとする場合、その他報酬を得る營利企業以外の團體の役員若しくは顧問等となる場合には、その所轄の長の許可を受けなければならぬ、さういふことに相成るのでござ

○説明員(加藤陽三君) 國家公安委員の兼職の点につきましては、第六條におきまして、國家公務員法第三章第七節の規定を準用するといふことにいたしております。そこで國家公務員法の第三章及び第四章の制限を受けるわけでございます、國家公安委員が営利企業を営まんとする場合、その他報酬を得る營利企業以外の團體の役員若しくは顧問等となる場合には、その所轄の長の許可を受けなければならぬ、さういふことに相成るのでござ

進むことに相成つておるのでござい

○説明員(加藤陽三君) 國家公安委員の兼職の点につきましては、第六條におきまして、國家公務員法第三章第七節の規定を準用するといふことにいたしております。そこで國家公務員法の第三章及び第四章の制限を受けるわけでございます、國家公安委員が営利企業を営まんとする場合、その他報酬を得る營利企業以外の團體の役員若しくは顧問等となる場合には、その所轄の長の許可を受けなければならぬ、さういふことに相成るのでござ

○説明員(加藤陽三君) 國家公安委員の兼職の点につきましては、第六條におきまして、國家公務員法第三章第七節の規定を準用するといふことにいたしております。そこで國家公務員法の第三章及び第四章の制限を受けるわけでございます、國家公安委員が営利企業を営まんとする場合、その他報酬を得る營利企業以外の團體の役員若しくは顧問等となる場合には、その所轄の長の許可を受けなければならぬ、さういふことに相成るのでござ

○説明員(加藤陽三君) 國家公安委員の兼職の点につきましては、第六條におきまして、國家公務員法第三章第七節の規定を準用するといふことにいたしております。そこで國家公務員法の第三章及び第四章の制限を受けるわけでございます、國家公安委員が営利企業を営まんとする場合、その他報酬を得る營利企業以外の團體の役員若しくは顧問等となる場合には、その所轄の長の許可を受けなければならぬ、さういふことに相成るのでござ

断をいたすことに相成ると思うのでございませうが、抽象的に申しますれば、その人の職務、他の仕事を兼ねることによりまして、公安委員としての職務の執行の適正を欠くような虞れのある仕事は、これは恐らく都道府県知事、市町村長において許可をしないであらうと思うのでございまして、法律自体におきましては、この兼職の範囲におきましては、何ら特別に制限は設けておられないのでございませう。それ、都道府県知事、市町村長の適当なる判断にお任せすることに相成ることになつております。

○鬼丸義雄君 そうですと、政府の方で以て全国同一の一つの方針というものは決まつていないのであるか。又各府県の規則は各府県の全然自由で決めるのであるか。尚市町村、都道府県の委員会の委員となります者に対する待遇等については、やはりこの兼職を許すとするならば、全然無報酬であるか。或いは又若干の報酬を與えるのであるか。その点について、例えば弁護士法の規定によりまして、弁護士等は報酬を得る公務を兼ねることができないというような禁止規定がありますので、弁護士などは若し報酬がありとするとするならば抜けることになる。それらの点を御考慮になつてのことであるかどうか。それらについて伺いたい。

○説明員(加藤陽三君) 都道府県公安委員及び市町村の公安委員の職務に関する規則の制定につきましては、我々の方からは統一的支持はできないのでございまして、只今のところ考えておらないのであります。報酬の点につきましては、この法案の第二十五條によりまして、都道府県は委員に報酬を

支給し、委員が職務を行うために要する費用の弁償をしなければならぬ、こういうことになつておりました。この二十五條の規定が同じく第四十四條によりまして市町村の公安委員にも準用せられるということになつております。報酬の額等につきましては、只今のところ画一的な方針を指示するつもりはないのでございまして、これらの報酬の額は都道府県知事、市町村長がその委員の現在の地位、職業、収入の内容をお考えになり、又兼職を許すにいたしますならば、その兼職の範囲、どの程度公安委員としての職務に実質的に御関與願えるかというようなことを、あらゆる事情を綜合いたされまして、都道府県知事、市町村会の方に議案を提出になつて、御決定に相成るものと考えております。

尚只今の弁護士と委員との関係でございませうが、若し弁護士法の方で報酬を受ける仕事には許可を得なければならぬという条件になつていゝるのか、或いは全然委員となることのできないというふうな、そういう報酬を受ける職に就くことができないのだということになつておられますと、本法案の二十五條との関係におきましては、弁護士の方が委員になることが少し困難になるのではないかと考えますので、又この点をよく研究をいたしまして、お答えをいたすことにいたしたいと思ひます。

○鬼丸義雄君 國家公安委員の方でありますると、兼職を許されないという

ことになりますれば、当然職務の執行等につきましても、紛争は起りませんけれども、都道府県、市町村の方で以て公安委員が非常に重要な大きい権力を持つのであります。その場合に兼職を許しておつて、その職務の完璧を期することができるといふお見込であるか。

○説明員(加藤陽三君) 只今のお尋ねの兼職を許して、公安委員としての職務が十分にやられるかどうかということでございますが、それは公安委員の仕事のやり方に相当関係するのではないかと考えるのでございませう。若し公安委員が適當なる警察長を得られまして、信頼し得る者と認められますならば、相当程度警察長に仕事をお任せするのではないかと、こういうふうな考えがあるのでございまして、一概に兼職を許すというわけに行かない、或いは兼職を許してもいい程の軽い仕事というふうには判断をしてはならないのでございませう。

第五條の委員の欠格規定でございませうが、この点につきましては、先般私から一應の御説明をいたしました。その際に、ちよつと速記をお止め頂きたい。

○委員長(伊藤修君) ちよつと速記を止めて

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。

○説明員(加藤陽三君) この第五條の官公廳における職業的公務員と申しますのは、政府及び地方公共団体から俸給を得まして、政府又はその地方公共団体の職務に従事しております一切の公務員を含む、こういう解釈でございませう。

○委員長(伊藤修君) この際前回御質問になりました岡本君、鈴木君、小野君の御質問に対し、内務大臣の御答弁をお伺いすることにいたします。内務大臣。

○國務大臣(木村小左衛門君) 小野君の御質問に対してお答えいたします。下度私おきませんで、御質問の要旨を詳しく拜聴することができなかったものであります。警察は市町村の固有の事務であるか、本來は國家の事務で、これを市町村に委任しておるものではないかという御質問のようになりまします。たのですが、警察の事務の内容は、從來大體觀念的に行われて、本來市町村に固有なべき事務と、國家自體の事務とみなすべきものと、双方二つがあるところを考へまして、本法案におきましては、この双方を合せまして、一定の市町村においては、これを当該市町村の事務といたしたものであります。尚人口の五千以下の町村等におきましては、その町村の状態及び実力、本來その団体に固有すべき警察事務の執行をも不適当でない認められますために、公共の福祉のために、これを國家が本來國家事務とみなすべきものとして、併せてみずからこれを行うことといたすことにおいて、この法令を作りましましたものでございませう。

向第二は警察の最終の責任は、何人に帰するか、こういう小野さんの御質問でありましたが、最終の責任ということとは、どういうことであります。か、ちよつと私ははつきりいたしませんけれども、最終の責任というこの意味が、國家非常事態を布告すべき場合であると考へますならば、勿論これは最終の責任は内閣総理大臣に帰すべきものであります。又その法律案の規定するところに従ひまして、自治体の警察を持つところの市町村の区域においては当該市町村、その他の地域は、内閣総理大臣の下において、國家公安委員会と都道府県公安委員会とが、それぞれその地区内の責任を持つておるものと考へる次第であります。

尚引続きまして、岡本議員の御質問の要旨にお答えいたします。警察は國家事務なるか、市町村の固有事務なるか、地方自治法改正案第四十六條との関係はどうであるか、こういう御質問と承りましたのであります。警察が國家事務であるかどうかであるかという点につきましては、先程小野君に対する答弁で承りました。頂きたいと思ひますが、改正案の第四十六條との関係は、同條のこの條項の中に規定する。知事、市町村長が行う事務としては、本法案におきましては公安委員の選任、罷免、規則の制定等でありまします。前述べたごとく、市町村の警察に関する事務は市町村の事務でありまして、國の機関としての市町村長の事務と解することはできないのであります。ただ知事が行う上述の事務は、國の機関たる國家、地方都道府県警察の運営、管理を行うところの都道府県公安委員の選任、罷免等でありましますの

で、これは改正案第四十六條の、國うなことは、本來的に自治体の事務、市町村に委任せられたようにも考えら

則というふうになつておるのかどう

すが、市町村自体が警察を執行する責

安委員の選任、罷免等でありますの

発し得るものではないか、こう我々は考えたのであります。そこでどちらがよろしいかということになりますと、御意見のところはよく分るのであります。私共も毛頭異存はないのであります。ただ先程申し上げました通り、二十二條の都道府県の公安委員の規定を市町村の方にも準用することといたしましたので、立法上の便宜を考えまして提案はかく相成つておる次第でございます。

○岡田喜久治君 いろいろ大事な問題について只今も應答があつたのでありますが、私は伺つておりましてどうもさつぱり要領を得ない。實際又この規則を見まして、随分難解な点があります。今問答の重点となつておる点については誠に解説に苦しむ点が多々ある、いろいろあります。が、ぼつ／＼一つ端的に伺つて見たいと思ひます。

大体この國家地方警察と自治体警察と二本に分けてあることは明かであり、一体何が國家地方警察であり、何が自治体警察であるか、形式から見ますと、ただ單にこれを所轄区域と申しましうか、所轄区域を基準として特定の自治体に委したものを自治体警察といひ、然らざるものを一切國家地方警察といひ、こういう分け方であるように思ひます。形式からいへばよく分りましたが、一体どういふところに國家地方警察というむずかしい言葉を使つておるのか私には分らないのであります。そこでいろいろ疑問が起つて参ります。例えば國家地方といわず、國家警察と言つていいように思ふ。國家警察と地方警察という区分があつて、而も國家地方警察というものは地方の区域に互つて地方警察の一部をも與か

るがために、國家地方警察といふのか、こういうふうにも聞かれますが、どうもそれはおかしい言葉でありまして。用語上から見ても不思議だと思ひます。そこで第一に國家地方警察といふものを、その國家という言葉と地方という言葉を結び附けた用語の使い方のよつて來たる理念を一つ教えて頂きたい。

それから續けて……どうも私は自分の獨斷的の考え方ですが、どうも一体このアメリカ式のいわゆる警察制度と申しましうか、これを取上げて來たかのごとく思ひますので、この觀念から申しますれば、自治体警察といふか、自治体に少くも委任事務にせよ、固有事務にせよ委せました根本の考え方は、やはり今も固有事務であると政府は御説明ですが、全く固有事務であるといふような理念に出發して、アメリカの警察は行われておるのだらうと思ひます。つまり地方公共団体の区域内におけるところの普通一般の警察の事務は、一切その自治体が責を負うて自治体が當然固有の事務としてこれを執行しなければならぬ。言葉を換えていへば明らかに固有の事務という理念から來ておると思ひます。ところが我々が從來日本において考へておりました警察といふものは、警察の事務の性質から見まして、御承知の通り司法警察であるとか、或いは特別高等警察であるとか、國家の組織の基本的に關するようないわゆる國家的秩序を保持せねばならぬといふところの事務、それから社會公共一般に通ずる秩序の維持に當らねばならぬ仕事、これらの仕事はいずれも國家本來の仕事と見て、國家警察、國家事務として考へておつたの

だと思ひます。而してこれに反する保安警察であるとか、衛生警察とか、日本が從來警察事務として扱つて來ましたこれらの問題は、これは性質上ややもすれば或るものは地方警察に属し、或るものは國家警察に属するといふような理念に基いて來たのが普通の通念であつたと思ひます。ところが保安及び衛生警察のごときものは別といたしまして、今日警察の事務の内容として挙げられた、いわば司法警察であるとか、その他の警察、これらのものは皆主として國家の基本的秩序維持に關する問題、若しくは社會公共の重大な問題に属するもの、こういうものを警察の職務の範圍内と限定した趣旨において警察制度が生れておりますからどちらかと申せば皆國家事務であるのだらうと思ひます。それを一部分地方警察に向つて委任事務として與へたのではないかと考へるのです。委任事務は、或る特定の市町村に対して、これを自治体警察と稱して、これを委任事務たらしめておる。そうでありませんと、例えば村落警察とはどういふものかといふことの解釈に苦しみます。五千以上の特定の自治体においては固有の事務としてやつておる。然るにそれ以外の村落における警察事務は固有の事務ではなくして國家地方警察、地方といふことが私は分らないのですが、國家警察として費用負担も全部國が持つ。自治体警察に限つて自治体のみが實際の仕事をする。実に非常に混線しておりました。理念からいひまして到底分らない。こういうふうにいる／＼迷わざるを得ない。そこで政府にその間に關するどういふ筋合いを以て、基準を以て事務の本來の性質を区分けし、

且つ行政の便宜に従つて、行政措置としていづれを國家警察とし、いづれを自治体警察としたかといふことについて、もう少しはつきり伺つて、續いて質問したいと思ひます。私の申し上げた趣旨について一つ御斟酌の上明快な御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(木村小左衛門君) ちよつと速記を……

○委員長(伊藤修君) 速記を中止します。

(速記中止)

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。

○阿竹繁次郎君 私は前回の委員会に欠席をいたしましたので、私の質疑が重複していたら委員長から注意をして頂きたいと思ひます。第五條でお尋ねをして置きたいのは、第三号でこう書いてある。「日本國憲法施行の日以後に於いて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で」といふ字があるのですが、暴力はどの程度か、解釈の余地があるかどうか。そこで次に「破壊することを主張する政党その他の團體を」を破壊する。憲法では申上げるまでもなく結社の自由を認めておるが、ここでその結社がどういふふうにおいておるかといふことは、政党内においてこれは解決すべきものである。これを外部から制限することは憲法に啗か背くのではないかと思ひます。

それから次に、第七條には「委員の任期は、五年とする」と書いてある。五年は長いことはいないでしょうか。私は短くしてたび／＼選任の機会を與えるのが進歩的にならうと思ふ。大体三年がいいと思ひます。これも決つておれば仕方がないのですが……

それから次に第十四條の二行目に「

う書いてある。國家地方警察本部に警察大学校を置く。これは新しい御計画で結構だと思ふんですけれども、私はこれは余り社會と隔離してしまふのじやないかと思ふ。今日まで例えば師範學校を出て來ると、社會人として掛け離れる傾向があると思ふので、だから一般大學から出て來た者を教育をした方がいと思ふんです。その次、續いて第十九條に飛びます。第十九條には「各警察管区本部に管区警察學校を置く。これがあからこれだいいのじやないか知らんと思ふんです。私は警察官の本当の人物は、學者より社會の動きを現実に認識した人、認識を有する人を求めたいと思つておる。

それからその次、第十五條に戻つて書いてある。第十五條の三行目に「こう書いてある。前項の職員は、國家公務員法の規定に基き」と書いてある。そして「國家地方警察本部長がこれを任命し」とある。そうすると、御承知の通り憲法第十五條には「こう書いてあります。申すまでもないことですが、成人者による普通選挙を保障する」と書いてある。そこでどう書いてあるのに公務員法の規定に基きといふことは又憲法に蝕れやしませんか。公務員法にこう書いてあるからいいというが、そういう辭を付けてはいけません。それならば憲法から除かれることになると思ひますが、この点いかがでしょうか。

○説明員(加藤三郎君) 只今お尋ねの第一点の、第五條の第四項の第三号でございますが、この規定は、國家公務員法の第三十八條の第五号に同様な規定があるのでございまして、この点の御疑問のような事項は、我々としたし

而も國家地方警察というものは地方の区域に互つて地方警察の一部をも與か

いすれも國家本來の仕事と見て、國家警察、國家事務として考えておつたの

に關するといふ點を以て、其の以て事務の本來の性質を区分けし、

は仕方ないのだから、それから次に第十四條の二行目にこ

御疑問のような事項は、我々といひ

加藤 陽之君

ましてはこの法案の審議の際に一應解決を見たのではないか、こういうふうには実は考えておつたような次第でございます。ここで「暴力を以て破壊することを主張する政党その他の団体」と申しますのは、先般御説明申上げたと思ひますが、昭和二十年勅令第百一五號第五條によりまして届出を必要としたします団体の中で、これらのものがこの勅令の規定によりまして解散を命ぜられるというふうな場合に、政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体員である、こういうような認定を受けるという解釈を取つておるのでございます。これは団体の結成の自由を制限するもので何でもないのでございます。そういうふうな団体を結成しました団体が、法規の命ずるところによりまして存在を許されなくなるような場合のことをこれは謳つておるのでございます。

第七條の委員の任期の点、これはいろいろと御意見はあることと思ひます。で、三年がいいか五年がいいか、五年は少し長過ぎはしないかといふことも考えられますが、一つの考え方としていたしましては、この委員は五人を以て成立つておりますから、若し委員の新陳代謝を適正に保持するという見地からいたしまして、一人ずつ一年ごとに替へて行くというふうなことも考えますれば、五年といふことは或いは便宜であるといふふうなことも相成るのであります。只今のところ私共といひましては、この五年でよろしいのではあるまいかといふふうな考えております。

それから警察大学校及び管区警察学校のことでございますが、警察大学校は警察に關する専門的な知識を特に研究させる、學者のような者を作るといふ趣旨では毛頭ないのでございまして、都道府縣の警察学校におきましては、先ず初任者の訓練及び警察官の再訓練を実施させ、管区警察学校におきましては、中級の幹部級の訓練をやる。警察大学校におきましては、將來各地方におきまして警察を背負つて立つ、最高幹部の教育訓練をやりたい、こういうふうな考えておるのでございします。勿論お話がありました通り、大學を卒業いたしました者も、今後警察の職務に就きます者は、一度管区警察学校なり警察大学校に入れまして、必ず基礎的な訓練はいたすようにしたいと思つておりますが、學者のような者を養成するといふ趣旨では毛頭ございません。

それから第十五條の第二項の規定に關するお尋ねでございますが、憲法の十五條と申しますと、選挙についての規定でございます。この公務員法の方は、國家地方警察の職員の選任を誰がやるか、こういうことでありまして、一般に公務員の選任、罷免、勤務等につきましては、先般國會において御制定になりました國家公務員法に應然と決められておるのでございます。ただここにこういう規定を置きましたのは、この公務員法の中におきまして、いろいろの公務員の任免権者を誰にするかといふことは、法律を以ていろいろに決められるといふことが書いてございしますので、この場合におきましては、任免権者は國家地方警察本部長官であるといふことを明らかにするたために、特に第十五條に第二項の規定を設けたやうな次第でございます。

○委員長(伊藤修君) この程度で一つ終了させて頂きまして、明日午後一時から質疑を継続したいと思ひます。連合委員会はこれを以て散会いたします。	
午後二時四十一分散会	
出席者は左の通り。	
治安及び地方制度委員	理事
委員	中井 光次君 鈴木 直人君
羽生 三七君 大隅 憲二君 黒川 武雄君 岡田喜久治君 鬼丸 義賢君 青山 正一君 岡本 愛祐君 小野 哲君 柏木 庫治君 阿竹齋次郎君	司法委員 委員長 理事 委員
伊藤 修君 松井 道夫君 大野 幸一君 齋 武雄君 中村 正雄君 池田七郎兵衛君 鬼丸 義賢君 前之園喜一郎君 山下 義信君 阿竹齋次郎君	國務大臣 内務大臣 木村小左衛門君 説明員 内務事務官(警保局企画課長)

昭和二十三年四月十六日印刷

昭和二十三年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局